

平成25年12月18日

泉佐野市監査委員	明 松	優
同	布 田	拓 也

定期監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第167号）第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

記

- 1 監査の対象部課
会計管理者補助組織【会計課】
- 2 監査の対象期間
平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
ただし、必要に応じて平成25年度を含む。
- 3 監査の実施期間
平成25年9月19日から同年11月29日まで
- 4 監査の実施方法
監査対象部課の財務に関する事務の執行が、関係法令及び条例規則等の規定に基づ

き適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効果的に事務事業が運営されているかという点に留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び提出資料に基づく監査対象部課職員からの説明聴取により監査を実施した。

5 監査の着眼点

今回の定期監査を実施するに当たり、財務に関する事務の執行に限定せず、地方自治法第199条第2項に規定されている行政監査の監査対象である事務事業の運営に関する内容を含め、以下の項目に着眼し実施した。

(1) 現金の保管について

現金、通帳及び切手の保管

(2) 収入事務について

徴収が適切に行われているか。

(3) 支出事務について

資金前渡の精算が適切に行われているか。

(4) 旅費について

① 出張命令簿への記入や押印の不備はないか。

② 旅費が支給されない公用車の使用による出張の場合でも出張命令簿に記入しているか。

(5) 備品管理状況について

備品台帳の整理が適切に行われているか。

(6) 契約事務の状況について

① 委託契約及び賃貸借契約の起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか。また、契約内容と金額が妥当か。

② 契約関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に綴られているか。

(7) 特定事務の状況について

法令等に基づき適切に執行されているか。

(8) 公金外現金の取扱いについて

① 公金外現金の取扱いについて、要綱等で整理できているか。

② 公金外現金の取扱いについて、通帳、印鑑及び現金の保管は、適正にできているか。

6 監査の対象事務

(1) 現金の保管について

(2) 収入事務について

(3) 支出事務について

- (4) 旅費について
- (5) 備品管理状況について
- (6) 契約事務の状況について
- (7) 特定事務の状況について（物品管理事業・会計事務事業）
- (8) 公金外現金の取扱いについて

7 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、財務に関する事務執行及び事務事業の運営については、次の(2)に関するものを除き、おおむね適正に処理されており、一部において改善を要する軽微な事項については、適時、口頭により指導した。

(2) 意見

会計課において、泉佐野市観光協会（以下「観光協会」という。）が販売する本市のキャラクターグッズの受け渡し及び代金の収受を行っているが、当該代金は観光協会が所管する現金である。

会計課は、市の公金（歳計現金・歳入歳出外現金）を取り扱う会計管理者の補助組織である。地方自治法第235条の4の規定により、市の所有に属しない現金等は、法令等の規定がない場合は、保管することができない。観光協会が所管する現金は、法令上の規定がないため、市の会計事務を担う会計課が、当該現金を取り扱うことは適切ではない。

以上から、会計課における観光協会所管現金の取扱いについては、早急に是正するよう求めるものである。